

公的個人認証サービス利用に係る特約

1. 特約の適用範囲等

(1) 本特約は「きりしんアプリ」(以下「アプリ」といいます)での各種手続きにおいて、公的個人認証サービスを利用するにあたり、適用される事項を定めるものです。

(2) 本特約は「きりしんアプリ利用規約」の一部を構成するとともに同規約と一体として取り扱われるものとし、本規約に定めがない事項に関しては「きりしんアプリ利用規約」が適用されるものとします。

2. 公的個人認証サービスの概要

(1) 公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで本人確認を実施するサービスです。本サービスの利用には、マイナンバーカードおよび署名用電子証明書のパスワード(6~16桁の半角英数字)が必要です。

(2) 署名用電子証明書のパスワードを失念等した場合は、住民票のある市区町村の窓口等での手続きが必要です。

3. 取得情報および利用目的

(1) 当金庫は公的個人認証サービスを通じて取得する氏名、住所、生年月日、性別等の情報(以下「本人確認情報」といいます)を、本人確認のほか、当金庫の顧客情報として登録・管理する目的で利用します。なお、本人確認情報の項目は、法令等の改正により追加・変更される場合があります。

(2) 当金庫は署名用電子証明書の有効性確認を行うために、地方公共団体情報システム機構が提供する認証業務情報(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律153号)第44条に規定する認証業務情報をいう)を利用します。

4. 本特約の変更等

(1) 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(3) 当金庫の故意または重大な過失による場合を除き、本特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。

以上

(2026年4月1日現在)